

ご存知ですか

郵便等による不在者投票について

身体に重度の障害があったり、介護を必要とされる方で、投票日に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票できる制度です。

次の表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、制度を利用することができます。

交付手帳	障 害 の 種 類	等 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護者	要介護5

上記の郵便等による不在者投票の対象者で、かつ次の表に該当する「自筆で投票できない」方は、**代理記載投票制度**を利用することができます。

交付手帳	障 害 の 種 類	等 級
身体障害者手帳	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症

代理記載投票制度では、事前に届出を行った代理人が本人の意思に基づき記載する投票を郵便で行うことができます。

○ 選挙の際には

郵便等による不在者投票や代理記載投票の制度をご利用いただくためには、あらかじめ郵便等投票証明書の発行を受けている必要がありますので、お早めに下記までご連絡ください。

選挙の際には、郵便等投票証明書をお持ちの方全員に、投票用紙請求書をお送りします。その投票用紙請求書に記入して返送していただくと、投票用紙をお送りしますので、投票用紙に記載し、再び返送してください。